

# 利用者負担額（保育料）のお知らせ



〔1号認定子ども（※）向け〕

（※）私学助成を受ける私立幼稚園及び名古屋市立幼稚園を利用される場合は、この基準額表は適用されません。

## 平成30年度からの変更内容

名古屋市子ども青少年局

詳細は裏面または名古屋市公式ウェブサイト（URL：<http://www.city.nagoya.jp/>）をご覧ください。

- 階層区分を変更します（6区分→9区分）
- 次の階層の利用者負担額を軽減します。
  - （新）B階層 月額3,000円 → 月額2,500円
  - （新）C2階層 月額12,900円 → 月額4,300円
  - （新）C3階層 月額12,900円 → 月額8,900円
  - （新）C4階層 月額19,300円 → 月額15,900円

## 利用者負担額の決め方

利用者負担額は、その世帯の負担能力に応じてご負担頂くことになっており、市民税額に応じて階層別に決まります。

- 平成31年4月～31年8月の利用者負担額・・・平成30年度の市民税額に応じて決定されます。
- 平成31年9月～32年3月の利用者負担額・・・平成31年度の市民税額に応じて決定されます。  
（所得の状況に応じて、9月に金額の見直しを行います。）

利用者負担額の階層は、父母及び生計の主宰者である方の市民税課税額の合計により決まります。生計の主宰者とは世帯の中で収入及び市民税額が最も多く、お子さんを税法上の扶養親族とし、健康保険の扶養家族としている方を言います。

税額には、次の控除は適用しません。これらの控除がある場合は、控除がなかったものとして税額の計算をします。

寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除

## 利用者負担額の納付

利用者負担額は、月額で納めていただくことになっています。欠席などでもお返しすることはできません。利用者負担額は、施設運営の保護者負担分となる大切なものです。決定された利用者負担額は毎月の納入期限までに納入されますようお願いいたします。

なお、具体的な納付方法については、各施設にお問合せください。

## 利用者負担額の変更等

世帯の異動（保護者の結婚・離婚など）や税額の変更（税の修正申告など）などがあつた場合は必ずお住まいの区の区役所民生子ども課までお伝えください。原則として、世帯の異動があつた場合は、区役所民生子ども課が変更を知つた日の翌月分から、税額の変更などがあつた場合は、決定時期当初にさかのぼって、利用者負担額を変更します。

## 利用者負担額の減額

災害に遭われ、利用者負担額のお支払いが困難になつた場合や『婚姻歴のないひとり親家庭』の場合は、一定の基準を満たすと、利用者負担額が減額されることがありますので、事前に区役所民生子ども課までご相談ください。

## その他の利用者負担

利用者負担額のほかに、教育・保育の提供にあつて必要となる教材費や行事費用などが発生することがあります。詳しくは、各施設にお問合せください。

お問い合わせ先：お住まいの区の区役所民生子ども課民生子ども係

# 参考資料 平成30年度利用者負担額(保育料)基準月額表(1号認定子ども)

階層区分		市の基準月額	参考：平成30年度 国の基準月額
A階層	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B階層	平成30年度分(4月分から8月分までは平成29年度分)の市民税	非課税世帯 2,500	3,000
1	均等割のみ課税世帯	3,000	
C階層	平成30年度分(4月分から8月分までは平成29年度分)の市民税所得割課税額	43,799円以下	4,300
		43,800円～77,100円以下	
		77,101円～109,999円以下	15,900
		110,000円～211,200円以下	19,300
		211,201円～270,900円以下	20,900
7	270,901円以上	21,900	25,700

※平成30年度分の市民税所得割課税額は、税源移譲前の税率を基に算定した額になります。

## 利用者負担額の決め方

### ①多子世帯軽減制度

B階層・C1階層の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。C2階層・C3階層の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額します。また、3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

### ②同時利用軽減制度

C4階層からC7階層の世帯で、小学校1年生から3年生までのお子さん及び次の施設などの入所又は利用をしているお子さんが同一世帯に2人以上いる場合、認定こども園・幼稚園を利用する1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額します。また、3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部

### ③世帯第3子以降無料制度

C4階層・C5階層の世帯で、18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が認定こども園(幼稚園型認定こども園を除く。)を利用し、そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までの場合は、利用者負担額は無料になります。(幼稚園型認定こども園・幼稚園の利用者には、同趣旨の補助制度があります。詳細は各施設にお問合せください。)

### ④ひとり親世帯等の軽減制度

次のいずれかに該当する世帯については、利用料を軽減します。

ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。

イ) 在宅障害者(児)のいる世帯。障害者(児)とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

階層区分	1人目	2人目以降	1人目、2人目以降の判定の方法
B階層・C1階層	0円	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。
C2階層	2,150円	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。
C3階層	2,500円	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。

同居をしていない生計を同じくするお子さん(例：寮で暮らす高校生のお子さん)がいる等、軽減制度の適用によるお子さんの保育料の軽減が正しく反映されていないと思われる場合は、区役所民生子ども課までお問合せください。